

## 優先交渉権者選定評価基準

### 1. 選定実施機関

- (1) 評価は、選定委員会を設けて、選定委員会で実施する。
- (2) 選定委員会は、提出された書類及びプレゼンテーションの内容について、この評価基準に基づき、採点及び評価を行う。

### 2. 決定方法

- (1) 選定委員が「評価基準表」に基づき、採点する。
- (2) 有効な企画提案書を提出した参加者であって、各選定委員が評価点を算出し、選定委員ごとに評価点の高い順に順位を決め、1位の評価が最も多い参加者を優先交渉権者とします。

ただし、参加者が1者の場合、各選定委員の評価項目ごとの評価点を合計した点数を「総合点数」とし、その総合点数で評価し、満点の5割を超える点数の場合は、優先交渉権者とします。

- (3) 優先交渉権者の選定にあたり、1位の評価の数が同じ者が2以上あるときの対応として、委員の評価順位の合計が最も小さい参加者を優先交渉権者とし、「評価順位の合計」も同点の場合、くじ引きにより優先交渉権者を決定します。くじ引きの実施日時、場所等については別途通知します。くじ引きの辞退はできないものとし、くじを引かない者があるときは、選定委員がこれに代わってくじを引くこととします。

### 3. 評価点の採点方法及び評価基準

- (1) 各選定委員が「評価基準表」に基づき、採点します。
- (2) プレゼンテーションの当日において、企画提案書に記載された内容以外の提案があった場合、これを評価の対象としません。

### 4. 評価点の配点割合

評価点は100点満点とし、配点割合は「別紙 評価基準表」の通りとします。